

低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について

平成6年5月24日北開局工第23号
最終改正 平成13年4月1日北開局工管第9号

各 地 方 部 局 長 あて

官 房 長

国土交通省所管に係る工事の請負契約についての予算決算及び会計令第85条の基準の運用に関しては、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（昭和62年2月27日付け北開局会第580号。以下「本通達」という。）及び『「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」の一部改正について』（昭和62年4月6日付け北開局会第11号。以下「改正通達」という。）により通知されているところであるが、昨今、低入札価格調査制度による調査（以下「調査」という。）の対象となる工事が増加していることにかんがみ、本通達及び改正通達に基づく調査の実施に加えて、調査の対象工事に係る監督体制等を下記のとおり強化することとし、平成6年6月7日以降に執行する入札に係る調査及び当該調査の対象となった工事に係る請負契約について適用することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

記

1 下請契約予定者名等の提出

契約担当官等は、改正通達に添付した「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（昭和51年3月19日付け建設省会発第248号）の第4による調査を行うに当たり、調査対象者に対して、調査対象予定工事における第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額を記載した書面の提出を求めるものとする。書面については、「施工体制台帳の整備について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第3号の3）に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）のうち下請契約台帳の様式を参考として作成させるものとする。

2 監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

当該工事を所掌する本部の課（室）長、事務所の長又は事業所等の長（以下「担当課所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて請負業者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

担当課所長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者の支店長、営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る出来形及び品質に関する監督（北海道開発局請負工事監督技術基準（平成元年6月7日付け北開局工第18号）別表の2に定めるところによる。）業務に当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携

担当課所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として、本官契約にあつては、次長、課長（北海道開発局地方部局組織規則（平成13年1月6日付け北開局総第2号）第2条第1項に掲げる表中、1に掲げる事務を分担する次長及び当該次長が分担管理する課の長を除く。）又は工事検査官が、分任官契約にあつては分任官自らが行うものとする。

3 特記仕様書への明示等

2(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることに伴い、次の(1)及び(2)の事項を特記仕様書において明示するものとする。

なお、(1)及び(2)は、特記仕様書に記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者がこれらに違反して、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）別表第1第4号に該当することがあるものである。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

① 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、請負者は、担当課所長等の求めに応じて、「施工体制台帳の整備について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第3号の3）に規定する施工体制台帳を担当課所長等に提出しなければならない。

② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

4 閲覧に供する書面への特記

低入札価格調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札順位証明書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

編 注

- 1 本文中「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（昭和62年2月27日付け北開局会第580号）は、廃止され、平成21年4月3日付け北開局会第48号をもって新たに通達（廃止通達に替わる通達の一部改正）が発出されている。
なお、予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについては、農林水産省所管についても別に定められており、平成21年6月8日付け北開局会第127号で新たに通達（一部改正）が行われている。
- 2 本文中「施工体制台帳の整備について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第3号の3）は廃止され、建設業法第24条の7第1項に施工体制台帳の作成について規定された。
- 3 建設省所管以外の工事についても、本通達に準じて取り扱うこととしている。
- 4 本通達は、平成6年5月24日付け北開局工第24号により、官房長から営繕部長あて通知されている。